

○日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙1)</p> <p>第1 都道府県推進事業</p> <p>都道府県推進事業は、以下の1から6までとする。なお、2の(1)、(4)及び(5)、5並びに6に掲げる事業については、多面交付金実施要綱第3の2の(1)に定める基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、都道府県推進事業として定めた事業に限る。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 推進・指導</p> <p>(1) 説明会の開催</p> <p>毎年度、<u>多面交付金実施要綱別紙5に定める広域活動組織、同要綱別紙6に定める活動組織及び同要綱別紙7に定める特定事業実施者</u>（以下「多面交付対象組織」という。）の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3 推進組織推進事業</p> <p>推進組織推進事業は、以下の1から5までとする。ただし、要綱基本方針において、推進組織推進事業として定めた事業に限る。</p> <p>1 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>第1 都道府県推進事業</p> <p>都道府県推進事業は、以下の1から6までとする。なお、2の(1)、(4)及び(5)、5並びに6に掲げる事業については、多面交付金実施要綱第3の2の(1)に定める基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、都道府県推進事業として定めた事業に限る。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 推進・指導</p> <p>(1) 説明会の開催</p> <p>毎年度、<u>多面交付金実施要綱第3の2の(2)に定める広域活動組織及び活動組織</u>（以下「多面交付対象組織」という。）の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3 推進組織推進事業</p> <p>推進組織推進事業は、以下の1から5までとする。ただし、要綱基本方針において、推進組織推進事業として定めた事業に限る。</p> <p>1 (略)</p>

2 申請書等の審査

- (1) 市町村長に対し多面交付対象組織の代表者等から提出された申請書等の審査補助を行う。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(別紙2)

第1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の1から4までとする。

- 1 (略)
- 2 推進・指導
 - (1) (略)
 - (2) 交付手続

法第6条第1項の規定に基づく促進計画(以下「促進計画」という。)の策定指導及び審査

ア・イ (略)
(削る。)

(3) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付金実施

2 申請書等の審査

- (1) 市町村長に対し活動組織の長から提出された申請書等の審査補助を行う。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(別紙2)

第1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の1から4までとする。

- 1 (略)
- 2 推進・指導
 - (1) (略)
 - (2) 交付手続

ア 法第6条第1項の規定に基づく促進計画(以下「促進計画」という。)の策定指導及び審査

(ア)・(イ) (略)

イ 所要額調書の作成

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付金実施要領」という。)の運用第14の2の規定に基づく所要額調書を地方農政局長等宛てに提出する。

(3) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組及び中山間交付金実施要領第6の2に定める集落協定並びに個別協定の締結の意義等について、啓発普及に努める。

要領」という。)第6の2に定める集落協定並びに個別協定の締結の意義等について、啓発普及に努める。

3・4 (略)

第2 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の1から6までとする。

1～3 (略)

4 支払調書の作成

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「中山間交付金実施要領の運用」という。)第14の3に基づく支払調書を作成する。

5・6 (略)

3・4 (略)

第2 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の1から6までとする。

1～3 (略)

4 支払調書の作成

中山間交付金実施要領の運用第14の3に基づく支払調書を作成する。

5・6 (略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。